

# 第3期松山市子ども・子育て支援事業計画 ～子ども・子育て支援の推進方策等について～

(地域子育て部会)

令和6年11月12日

国の基本指針に基づき、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保の内容」以外に、以下の内容を記載する。（基本指針では、任意記載事項として位置付け）

## 地域子育て部会所管部分

- (1)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項
- (2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
  - ①児童虐待防止対策の充実
  - ②ひとり親家庭の自立支援の推進
  - ③障がい児施策の充実等
- (3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項
  - ①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等
  - ②仕事と子育ての両立のための基盤整備
- (4)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

## ▼前回(令和6年度第2回子ども・子育て会議 地域子育て部会)事務局案に対する各委員のご意見

項目	ご意見	対応方針
<p>(2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項</p> <p>②ひとり親家庭の自立支援の推進</p>	<p>ひとり親の多くが相対的に貧困から抜け出せない状況がある。DVの後遺症に苦しむ方や、メンタルケアが必要な方への支援などにも目を向けてほしい。母親が苦しい状態だとヤングケアラーにもつながる。</p> <p>困難を抱える女性の支援について、県と連携して、ひとり親家庭のウェルビーイングにつなげてほしい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● ひとり親に対して、資格取得支援などの就労支援や各種手当などの経済支援を行うほか、女性相談員による丁寧な相談対応により、それぞれの事情に応じた支援につなげていきたい。</li> <li>● 困難を抱える女性の支援について、県基本計画の内容を踏まえ、市内部でも支援内容について、関係課で協議したいと考えている。(計画案は前回のとおり)</li> </ul>
<p>(2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項</p> <p>③障がい児施策の充実等</p>	<p>障がい児施策の充実など、「地域子育て部会」だけではなく、「教育・保育部会」でも協議すべきではないか。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● この項目については、主に「地域子育て部会」で審議するものの、「教育・保育部会」から意見があれば「地域子育て部会」に共有して協議していただく。</li> </ul>
<p>(4)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項</p>	<p>「関係機関の連携会議」について、具体的に内容を記載していただきたい。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「松山市子ども・子育て会議」の委員の多くが、地域子ども・子育て支援事業を実施する団体等の代表であることから、当該会議で協議したいと考えており、当該会議名をする。</li> </ul>

## ▼基本指針の一部改正(令和6年9月30日付):児童発達支援センター等に関する事項等の追加

### 【関連項目】

- (2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項
  - ③障がい児施策の充実等
  
- (4)地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

### 【基本指針の改正で示された点】

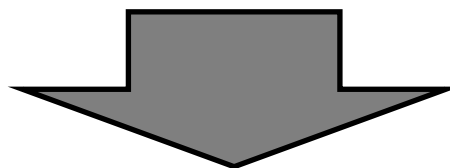
- ① 障がい児支援の体制を整備するに当たり関係者が連携・協力して地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進すること ⇒(2)③
  
- ② 地域の関係機関と連携し、強度行動障害や高次脳機能障害を有する障がい児への支援体制の整備を行うこと ⇒(2)③
  
- ③ 市町村が子ども・子育て支援を行うに当たり開催する連携会議の構成員に、子育て支援に関わる関係機関として児童発達支援センターを加えること ⇒(4)

## (2) こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

### ③ 障がい児施策の充実等

＜前回(令和6年度第2回子ども・子育て会議 地域子育て部会)事務局案＞

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。



### ＜事務局修正案＞

障がい児など配慮を要する子どもが日常生活する上での支援のため、児童発達支援センター等の関係機関と連携・協力し、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るなど、地域社会への参加及び包摂(インクルージョン)を推進するほか、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

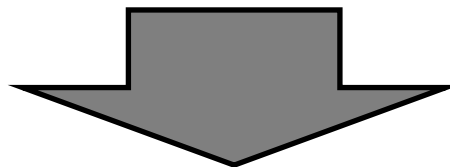
また、強度行動障がいや高次脳機能障がいを有する障がい児への支援については、地域での課題を整理するため、地域の関係機関(※)と連携して支援ニーズなど実態把握に努めます。

※「地域の関係機関」: 地域の児童発達支援センター、児童発達支援事業所、放課後等デイサービス事業所等

## (4) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進に関する事項

＜前回(令和6年度第2回子ども・子育て会議 地域子育て部会)事務局案＞

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。



＜事務局修正案＞

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、**松山市子ども・子育て会議の中で協議を行うなど、関係機関が相互連携を図ることができる**取組を推進します。

※松山市子ども・子育て会議委員の多くが、地域子ども・子育て支援事業を実施する団体等の代表であることから、当該会議で協議することで、実効性が高まると想定されるため。

～参考：松山市子ども・子育て会議条例(抄)～

第2条 子ども・子育て会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事項

(2) 児童福祉に関する事項のうち、子ども・子育て会議が調査審議することが適当と認められる事項

その他の項目については、前回（令和6年度第2回子ども・子育て会議 地域子育て部会【資料3】）提示した事務局案を計画案とする。

## ▼計画(案) {前回(令和6年度第2回子ども・子育て会議 地域子育て部会)提示案}

### (1)産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保に関する事項

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

また、年度途中で育児休暇から復職する方が、保育所等への入園申し込みのため、育児休業期間を前倒しすることなく、希望する時期まで安心して育児休業を取得できるよう、保育所等の「入園予約制度」により支援します。

さらに、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

### (2)こどもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する、県が行う施策との連携に関する事項

#### ①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。

また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。

特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

#### ②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

## (3)労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携に関する事項

### ①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

### ②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関と連携を図ります。